

決 議 書

令和 8 年度第 1 回内子町地域公共交通会議における 書面決議議案は、次のとおりです。

第 1 号議案 自家用有償旅客運送者登録の更新について

《登録有効期間》

令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで 3 年間

《更新申請の理由》

内子町が直営で運行する「町営バス」「デマンドバス」「共助型ライドシェア」及び「まちなか乗合タクシー」については、道路運送法第 79 条の規定に基づき、四国運輸局愛媛運輸支局から自家用有償旅客運送者としての登録を受け、現在まで運行を行っている。

当該登録は、道路運送法の規定により有効期間が定められており、その有効期間が上記のとおり満了することから、引き続き現行の運行路線において運送事業を実施するため、登録の更新申請を行うものである。

《更新内容》

町営バス、デマンドバス、共助型ライドシェア及びまちなか乗合タクシーに係る自家用有償旅客運送者登録の更新申請を行う。

《更新申請期間》

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで 3 年間更新

上記、議案決議について下記に○印を付してください。

	承認します。
	否認します。

令和 年 月 日

氏 名

印